

第91回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス 2階 高千穂
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議案

議案 取締役6名選任の件

目次

第91回定時株主総会招集ご通知	1
議案 取締役6名選任の件	5
事業報告	11
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告	26

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2025年6月26日（木曜日）
午後5時15分まで

株主各位

証券コード6775

2025年6月6日

東京都文京区本郷三丁目26番6号

株式会社 TBグループ

代表取締役会長兼社長 村田三郎

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトにて「第91回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tb-group.co.jp/>

上記の当社ウェブサイトへアクセスいただき、IRニュースよりご覧ください。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TBグループ」又は「コード」に当社証券コード「6775」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。



なお、当日のご出席に代えて、本招集ご通知とあわせてお送りする「議決権行使書」の郵送またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従いまして議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都文京区湯島一丁目7番5号 東京ガーデンパレス 2階 高千穂 (末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 第91期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第91期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 議案 取締役6名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上


- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 株主総会決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本総会の開催・運営に関して大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.tb-group.co.jp/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

**2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）**




インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2025年6月26日（木曜日）
午後5時15分入力完了分まで**



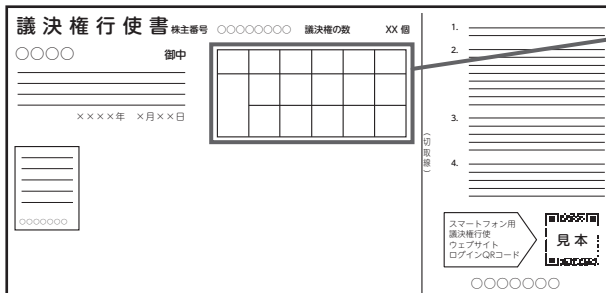
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2025年6月26日（木曜日）
午後5時15分到着分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 目

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

印刷後

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

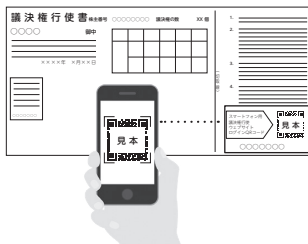
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

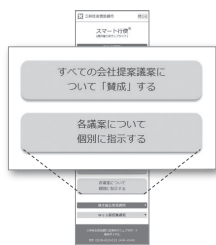
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

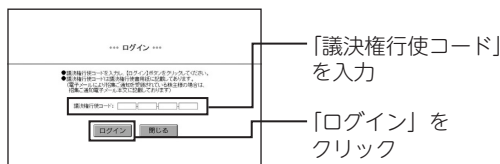
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

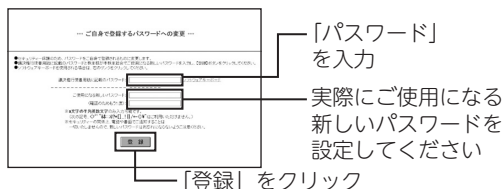
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案

取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等	
1	むらた さぶろう 村田 三郎	代表取締役会長兼社長	再任
2	なかの よしお 中野 義雄	常務取締役事業推進本部長	再任
3	ふかわ ふみやす 布川 文保	取締役経営管理本部長	再任
4	たけだ としのぶ 武田 利信	取締役	再任
5	たに まさゆき 谷 正行	取締役	再任 社外 独立
6	なかじま よしお 中島 義雄	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

むら た さぶ ろう
村田 三郎 (1947年1月16日生)

所有する当社の株式数…………… 292,833株
在任年数…………… 19年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

[略歴、当社における地位、担当]

1969年 4月	船井電機(株)入社	2006年10月	当社取締役会長
1978年12月	(株)ビッグサンズ設立代表取締役社長	2007年 6月	当社代表取締役会長兼社長 (現任)
2006年 6月	当社取締役	2021年 9月	(株)スマートヘルスネット代表取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

(株)ホスピタルネット代表取締役会長
(株)スマートヘルスネット代表取締役

取締役候補者とした理由

村田三郎氏は、2007年以來当社の代表取締役会長兼社長を務めており、長年にわたり当社の経営を担っております。その豊富な経験と実績を活かし、当社のグループ経営の推進を行うのに適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

なか の よし お
中野 義雄 (1966年11月23日生)

所有する当社の株式数…………… 8,715株
在任年数…………… 13年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

[略歴、当社における地位、担当]

1995年10月	当社入社	2012年 6月	当社取締役商品戦略本部長
2007年10月	当社執行役員経営推進本部商品部 部長	2014年 6月	当社取締役 S A & N B 本部長
2009年11月	当社執行役員商品本部本部長	2017年 6月	当社常務取締役事業推進本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

中野義雄氏は、当社の商品戦略部門の責任者を務めるなど、新商品の企画等についての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの商品戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

ふかわ ふみやす
布川 文保 (1969年6月18日生)

所有する当社の株式数…………… 3,115株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

[略歴、当社における地位、担当]

1990年 4月	当社入社	2011年 7月	当社経営管理本部管理部長
2007年 5月	当社管理本部管理部経理課長	2023年 6月	当社取締役経営管理本部長 (現任)
2008年 7月	当社経営管理本部管理部次長		

取締役候補者とした理由

布川文保氏は、長年当社の経理・財務部門に従事し、経理・財務に関する経験・実績・見識を有しており、当社の取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

たけだ としのぶ
武田 利信 (1958年9月27日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 10年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

[略歴、当社における地位、担当]

1981年 4月	(株)ビッグサンズ入社	2007年 6月	同社代表取締役社長 (現任)
2000年 1月	(株)ホスピタルネット取締役	2015年 6月	当社取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

(株)ホスピタルネット代表取締役社長

取締役候補者とした理由

武田利信氏は、企業経営において経験・実績・見識を有しており、当社の取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

たに まさ ゆき
谷 正行 (1949年1月1日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 10年
取締役会出席状況…………… 11/13回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位、担当]

1972年 4月	伊藤忠商事(株)入社	2002年 6月	船井電機(株)取締役
1985年10月	RICOH CORPORATION (米国) 副社長	2007年 3月	株ハイパーマーケティング代表取締役社長 (現任)
1994年 5月	レックスマークインターナショナル (株)代表取締役社長	2015年 6月	当社社外取締役 (現任)
1996年11月	(株)ハイパーマーケティング設立代表 取締役社長		

[重要な兼職の状況]

(株)ハイパーマーケティング代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

谷正行氏は、企業経営において、豊富な経験と幅広い知見を当社の経営に活かしていただくとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を戴けると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから、一般株主との利益相反取引が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。また、同氏の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年であります。

候補者番号

6

なかしま よしお
中島 義雄 (1942年3月30日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位、担当]

1993年 6月	大蔵省（現財務省）主計局次長	2009年12月	セーラー万年筆(株)代表取締役社長
2000年 3月	京セラミタ(株)代表取締役専務	2017年 6月	当社社外取締役（現任）
2005年 6月	船井電機(株)取締役執行役員副社長	2018年 2月	株Kエナジー代表取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中島義雄氏は、企業経営において、豊富な経験と幅広い知見を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を戴けると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから、一般株主との利益相反取引が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。また、同氏の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷正行氏は、過去に当社の子会社である(株)TOWAの非業務執行取締役であったことがあります。
3. 所有する当社の株式数には、TBグループの役員持株会における持分を含めた実質株式数を記載しております。
4. 谷正行、中島義雄の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- 当社は谷正行、中島義雄の両氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を、当社定款範囲内の100万円以上であらかじめ定める金額または会社法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。谷正行、中島義雄の両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の執行について、善意でかつ重大な過失がない時に限られます。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容は事業報告の「4会社員の状況（7）役員等賠償責任保険契約内容の概要」に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) スキル・マトリックス

議案が原案どおり承認可決されますと、当社の役員の構成は次のとおりとなります。

	氏名	独立性	性別	専門性・経験					
				企業経営	営業・事業企画・マーケティング	技術・研究開発 (ハード・ソフト・コンテンツ)	業界知見	財務・会計	法務・リスク マネジメント
取締役	村田 三郎	社内	男性	●	●	●		●	
	中野 義雄	社内	男性		●	●	●		
	布川 文保	社内	男性					●	●
	武田 利信	社内	男性	●	●		●		
	谷 正行	独立社外	男性	●	●	●	●		
	中島 義雄	独立社外	男性	●		●	●		
監査役	信岡 孝一	社内	男性	●	●				●
	榎 卓生	社外	男性	●				●	●
	村松 謙一	独立社外	男性	●			●		●

※該当するスキル・経験を1人4個まで記載しております。上記の表は各取締役・監査役の有するすべての知見を表示するものではありません。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や、インバウンド需要の拡大などにより、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、不安定な国際情勢や、資源・原材料・エネルギー価格の高止まり、米国の関税政策、中国経済の成長鈍化など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような情勢下、当社グループは当連結会計年度である第91期の経営スローガンを「“チャンス到来”（ハード＋DX）で捉える！」とし、ハードウェアセールス主体のフロー型収益モデルから、ストック型収益モデルへシフトを図る事業開発を進めると共に、従来の法人向け大型サイネージに加え、新たに屋内向けサイネージ事業の拡張に向けて、事業開発を行って参りました。

当連結会計年度は、法人向け大型サイネージの受注件数が大きく増加し業績寄与いたしました。一方、中小料飲店等向けのLEDサイネージは前期と同程度となりました。また、電子レジスター等のSA機器商材は、法人向けPOSシステムの導入が進み、輸出部門のキャッシュドローアの販売も伸長いたしました。インボイス制度対応特需の反動もあり前期を下回りました。加えて、新規事業であるヘルスケア分野は、事業開発の遅れ等により業績寄与には至りませんでした。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高23億29百万円（前期比1.1%増）、営業損失1億96百万円（前期は2億22百万円の営業損失、26百万円の改善）、経常損失1億86百万円（前期は2億30百万円の経常損失、43百万円の改善）、親会社株主に帰属する当期純損失1億93百万円（前期は2億44百万円の親会社株主に帰属する当期純損失、50百万円の改善）となりました。

なお、第4四半期（1月～3月）は営業損失23百万円（前年同期は69百万円の営業損失、46百万円の改善）となり改善傾向となりました。

当期実績

連結売上高	23億29百万円	前期比+1.1%
連結営業損失	1億96百万円	前期比26百万円改善
連結経常損失	1億86百万円	前期比43百万円改善
親会社株主に帰属する当期純損失	1億93百万円	前期比50百万円改善

② 事業セグメント別の状況

LED&ECO事業

売上高
1,393百万円
(前期比11.3%増)

主にチェーン組織を中心とする法人向けLED大型ビジョン分野は、ドラッグストアチェーンや大手のアパレル・ファーストフード・金融機関への導入に加え、公共鉄道機関や公共スポーツ施設など多数の受注がありました。また、法人顧客に取引口座を持つ販売パートナーの開拓による効果もあり増収増益となりました。

中小飲食店を主な販売対象とするSMB領域においては、首都圏を商圏とする直販組織は、インバウンド需要の拡大効果や新製品効果などにより伸長いたしました。地方地域における販売は低迷しました。

新規事業分野の自社広告型DOOH事業においては、中野ブロードウェイ・千歳船橋駅前広場の認知度が高まり、大手放送事業者や地元医療機関に加え、大手自動車会社の広告を受注いたしました。また、継続的な収益をもたらすクラウド型サブスクリプションサービス「GO!VISION」は、新たなパートナー企業との連携サービスの構築を開始しました。

第4四半期（1月～3月）における法人顧客への販売が伸長したことにより損益は大幅に改善し黒字となりました。引き続き受注が継続していることから、今後の成長戦略として位置づけ経営資源を集中します。

その結果、LED&ECO事業の売上高は、13億93百万円（前期比11.3%増）、セグメント利益は、3百万円（前期は47百万円のセグメント損失、50百万円の改善）となりました。

※SMBとはSmall and Medium Businessの略で中小企業を意味する言葉です。

SA機器事業

売上高
927百万円
(前期比11.2%減)

主にチェーン組織を中心とする法人向けPOS/セルフレジ分野は医療機関向けのPOS及びセルフレジの導入が増加した一方、流通向けPOSの販売は減少となりました。このような背景から今後はセルフレジラインナップを強化するとともに、新たにインバウンド需要が高まる宿泊施設向けに遠隔接客システムを融合したセルフレジシステムの投入を推進してまいります。また、海外マーケット向けOEM製品となるPOS周辺機器分野は伸長いたしました。

中小飲食店を主な販売対象とするSMB領域においては、レジ需要の低迷を受けていたことから、レジからPOSシステムへの転換策に取り組み、販売の主体がかわり定着が進みました。

なお、レジ及びPOS分野においては具体的な収益改善策を講じることが喫緊の課題ですが、本業界から撤退する大手レジメーカーの顧客層であるスタートアップ店舗を獲得する施策を講じてまいります。

直営宿泊施設MAYUDAMA CABIN横浜関内においては、インバウンド需要の高まりもあり宿泊数は増加いたしました。また、ヘルスケア分野では新規事業の構築を行いました。業績寄与には至りませんでした。

その結果、SA機器事業の売上高は、9億27百万円（前期比11.2%減）、セグメント損失は、1億98百万円（前期は1億75百万円のセグメント損失、23百万円の悪化）となりました。

事業セグメント別の状況

区分	売上高 (百万円)	前期比増減額 (百万円)	前期比増減率 (%)	営業利益 (百万円)	前期比増減額 (百万円)	前期比増減率 (%)
L E D & E C O事業	1,393	141	11.3	3	50	-
S A 機器事業	927	△116	△11.2	△198	△23	-

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、販売促進用器具備品取得及び顧客サービス用ソフトウェア導入等で総額23百万円の投資を実施いたしました。

④ 資金調達の状況

当社は販売の増加に伴う購買用資金の確保として2億17百万円の借入による資金調達を行いました。また、連結子会社の㈱スマートヘルスネットにおいて短期借入金50百万円、㈱Mビジュアル中日本において長期借入金10百万円の資金調達を行いました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「喜んでもらう喜び 己も喜びたい」の社是の下、L E D & E C O事業およびS A 機器事業を中核に「普及率ゼロ」の新商品およびビジネスモデルを創り、グッド3 K（環境・健康・観光）分野でニッチトップ経営を目指します。また、当社グループは、安定的、永続的に成長するために、従来から「営業利益率」、「1人当たり生産性」を重要な経営指標と認識しております。これら指標の改善を目指して、効率的な経営に努め、企業価値の向上を図ってまいります。

当社グループは、ハードウェアセールス主体のフロー型収益モデルから、サービス（役務）を同時に提供するストック型収益モデルへのシフトを図ると共に、屋内市場に進出することで売上高の増加と収益の継続的な計上の事業構造への転換を図る為、以下の取り組みにより更なる市場ニーズと顧客満足度を高めてまいります。

[L E D & E C O事業]

既存の屋外市場に加え、市場規模の大きい屋内市場にも注力するとともに、法人向け大型サイネージ販売を推進する為、パートナー企業の開拓によりアライアンスの強化に取り組み一層の販売に注力いたします。高精細L E Dビジョンが開発され従来の屋内市場は主力のL C D素材から超高輝度高精細L E Dビジョンへと主流が変化したことに伴い、チェーンストア及び公共交通機関、アパレル等の需要が拡大しております。当該マーケット向けにネットワーク対応サイネージ、クラウド活用のA S P事業、システム企業との協業を進め継続収入が得られる地域密着型デジタル広告事業のロケーション開拓を行ってまいります。

[S A 機器事業]

キャッシュハイブリッド型セルフレジ「C a s h H i v e」をはじめとしたS A機器は、新ブランド「GO！プラットフォーム」に、レジスター・サイネージ等の各種サービスを統合し、新市場を開拓し、セルフレジライナップを強化し遠隔接客システムを融合させたセルフレジシステムの投入を推進いたします。連結子会社の株式会社スマートヘルスネットは、ホテル分野、観光分野、外貨両替サービス分野や買い替え需要時期を迎えているホテル向け素材の事業を展開させ推進いたします。

次期業績予想

2026年3月期の連結業績見通しにつきましては、原材料価格の高騰による収益構造の不透明さと、新たな事業開発による需要予測の困難さなどの不確定要素がございます。

また、当社グループでは、ストック型収益モデルへの転換及びヘルスケア分野への進出など、事業開発途上である新規事業における業績への貢献が期待されますが、共創と協業による効果等も不確定であることから、現段階での明確な数値化は行っておりません。

以上により、見通しを合理的に算出することが困難であることから未定といたしました。

当社グループは新規事業での収益化を確実化するために、前述の「対処すべき課題」に記載した内容に取り組むことに努めております。

株主の皆様には、業績回復が遅れ不本意な業績に対し深くお詫び申し上げます。早期の収益黒字化に向け、今後ともご指導ご鞭撻の程、宜しく願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分		第88期 (2022年3月期)	第89期 (2023年3月期)	第90期 (2024年3月期)	第91期 (当連結会計年度 (2025年3月期))
売上高	(百万円)	2,421	2,347	2,304	2,329
経常利益 (△損失)	(百万円)	△204	△243	△230	△186
親会社株主に帰属する当期純利益 (△純損失)	(百万円)	△217	△245	△244	△193
1株当たり当期純利益 (△純損失)	(円)	△21.85	△22.94	△17.89	△14.15
総資産	(百万円)	1,560	1,676	1,570	1,562
純資産	(百万円)	807	906	798	604
1株当たり純資産額	(円)	77.56	70.78	58.35	44.20

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株)TOWA	100,000千円	100%	デジタルサイネージおよびLED表示機・照明、SA機器の販売
(株)スマートヘルスネット	130,000千円	100%	病院向けシステム関連機器の販売・配信事業およびホテル向けテレビシステム関連機器のレンタル・配信事業

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は下記のとおりであります。

部門	主要な事業内容
LED&ECO事業	デジタルサイネージ、LED表示機、LEDイルミ／ECO事業企画・販売、広告事業
SA機器事業	POSシステム・電子レジスターおよび周辺機器、電子マネー関連機器、有料放送サービス、カプセル型宿泊施設向け製品、宿泊施設の運営、医療・健康分野関連への商材等の企画・製造・販売

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都文京区
宇都宮センター	栃木県宇都宮市
新潟物流センター	新潟県阿賀野市
長野センター	長野県安曇野市

② 主要な子会社の事業所

名称	所在地
(株)TOWA	東京都文京区
(株)スマートヘルスネット	東京都文京区

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
125名	5名減

(注) 1. 使用人数には、契約社員等(30名)は含んでおりません。

2. 当社グループにおいて、使用人数をセグメント別に区分することが困難なため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
朝日信用金庫	205
(株)りそな銀行	170
(株)ホスピタルネット	100
(株)ビッグサンズ	45

2 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,996,942株
- (3) 株主数 5,376名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ホスピタルネット	2,005千株	14.34%
INTERACTIVE BROKERS LLC	801	5.74
株式会社ビッグサンズ	705	5.05
村上 栄	340	2.43
村田 三郎	292	2.10
J P モルガン証券株式会社	281	2.01
東京短資株式会社	238	1.71
株式会社SBI証券	217	1.55
北浜IRファンド第3号投資事業有限責任組合	200	1.43
北浜IRファンド第1号投資事業有限責任組合	150	1.07

(注) 持株比率は自己株式 (17,741株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	村 田 三 郎	(株)ホスピタルネット代表取締役会長 (株)スマートヘルスネット代表取締役
常務取締役	中 野 義 雄	事業推進本部長
取締役	布 川 文 保	経営管理本部長
取締役	武 田 利 信	(株)ホスピタルネット代表取締役社長
取締役	谷 正 行	(株)ハイパーマーケティング代表取締役社長
取締役	中 島 義 雄	
常勤監査役	信 岡 孝 一	
監査役	榎 卓 生	(株)マネージメントリライアンス代表取締役
監査役	村 松 謙 一	光麗法律事務所所長

(注) 1. 取締役谷正行、中島義雄の両氏は、社外取締役であります。

2. 監査役榎卓生、村松謙一の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役榎卓生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役谷正行、中島義雄の両氏および監査役村松謙一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 2024年6月27日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役谷口啓一氏が辞任により退任いたしました。

6. 2024年6月27日開催の第90回定時株主総会において新たに信岡孝一氏が常勤監査役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	5名	35,011千円
(うち社外取締役)	(2名)	(6,480千円)
監査役	4名	9,342千円
(うち社外監査役)	(2名)	(5,832千円)
合計	9名	44,353千円

(注) 1. 上表には、2024年6月27日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役1名(うち社外取締役0名)が含まれております。また、取締役の支給人員数は、無報酬の取締役1名(うち社外取締役が0名)を除いております。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、1990年5月2日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は17名です。

4. 監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第59回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名です。

(3) 役員の報酬等の内容決定に関する方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

当社役員の報酬については、金銭による基本報酬のみで構成されており、独立役員である社外取締役を含む取締役会にて、経営内容、経済情勢、役位職責等を考慮して基本方針を決定しております。取締役の個人別の報酬につきましては、株主総会決議に基づく報酬限度額内で、取締役会決議に基づき代表取締役会長兼社長村田三郎が、総額および個人配分を決定する権限の委任を受けるものとします。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役会長兼社長が最も適しているからであります。監査役の報酬は、株主総会決議に基づく報酬限度額内で、監査役の協議によって個人別の報酬額を決定しております。

(4) 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役谷正行氏は、(株)ハイパーマーケティングの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役榎卓生氏は、(株)マネージメントリライアンスの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役村松謙一氏は、光麗法律事務所の所長であります。当社と兼職先である光麗法律事務所とは弁護士委任契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関し て行った職務の概要
取締役	谷 正 行	13回中11回 (84.6%)	—	同氏は、米国企業を含む様々な企業経営者としての豊富な経験を有し、取締役会では、経営的視点および国際的観点から助言や提言を行い、有意義な意見や指摘、意思決定の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。
	中 島 義 雄	13回中13回 (100%)	—	同氏は、大蔵省（現財務省）や様々な業界の企業経営の経験を有し、取締役会では、幅広い知見と豊富な経営経験に基づいた助言や提言を行い、意思決定の妥当性や適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	榎 卓 生	13回中11回 (84.6%)	13回中13回 (100%)	同氏は、代表取締役および独立社外監査役との意見交換会などの場において、公認会計士としての専門的見地に基づく発言を行っており、会計監査の品質向上に貢献いたしました。
	村 松 謙 一	13回中12回 (92.3%)	13回中12回 (92.3%)	同氏は、代表取締役および独立社外監査役との意見交換会などの場において、弁護士としての専門的見地に基づいて、コンプライアンスに関する発言を行い、透明性および実効性の向上に向けた議論の向上に貢献いたしました。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と全ての社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、当社定款範囲内の100万円以上であらかじめ定める金額または会社法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額を限度としております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および「1（4）重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役および監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約内容は以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は被保険者が一部負担しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人まほろば

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,146,445
現金及び預金	256,766
受取手形、売掛金及び契約資産	300,819
商品及び製品	327,696
原材料及び貯蔵品	196,954
その他	77,038
貸倒引当金	△12,831
固定資産	415,764
有形固定資産	92,923
建物及び構築物	32,310
機械装置及び運搬具	167
工具器具備品	19,937
賃貸資産	501
土地	33,794
リース資産	6,211
無形固定資産	21,647
投資その他の資産	301,193
投資有価証券	232,446
差入保証金	97,858
破産更生債権等	134,427
その他	45,573
貸倒引当金	△209,112
資産合計	1,562,209

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	635,394
支払手形及び買掛金	84,821
短期借入金	302,558
1年内返済予定の長期借入金	29,688
未払費用	88,375
未払法人税等	16,901
未払消費税等	30,518
賞与引当金	25,983
その他	56,546
固定負債	322,297
長期借入金	214,038
退職給付に係る負債	76,066
繰延税金負債	429
その他	31,763
負債合計	957,691
純資産の部	
株主資本	605,861
資本金	1,057,959
資本剰余金	625,048
利益剰余金	△1,018,065
自己株式	△59,081
その他の包括利益累計額	△1,342
その他有価証券評価差額金	△1,342
純資産合計	604,518
負債・純資産合計	1,562,209

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額	
売上高	2,329,863	
売上原価	993,228	
売上総利益	1,336,634	
販売費及び一般管理費	1,533,013	
営業損失	196,379	
営業外収益		
受取利息及び配当金	134	
為替差益	3,111	
持分法による投資利益	14,769	
その他	1,944	19,960
営業外費用		
支払利息	6,476	
支払手数料	3,110	
その他	708	10,294
経常損失	186,713	
特別利益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	952	
受取保険金	4,000	4,970
税金等調整前当期純損失	181,743	
法人税、住民税及び事業税	12,257	
当期純損失	194,000	
非支配株主に帰属する当期純損失	501	
親会社株主に帰属する当期純損失	193,499	

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	986,225
現金及び預金	212,327
受取手形	1,087
売掛金	233,625
商品及び製品	302,067
原材料及び貯蔵品	196,767
短期貸付金	2,460
その他	78,490
貸倒引当金	△40,601
固定資産	400,355
有形固定資産	79,181
建物	26,506
構築物	378
機械装置	0
車両運搬具	0
工具器具備品	18,502
土地	33,794
無形固定資産	18,458
ソフトウェア	14,147
その他	4,311
投資その他の資産	302,714
投資有価証券	87,418
関係会社株式	214,407
長期貸付金	264,310
破産更生債権等	134,427
保険積立金	37,524
差入保証金	35,001
関係会社長期未収入金	435,240
その他	408
貸倒引当金	△906,023
資産合計	1,386,580

科目	金額
負債の部	
流動負債	460,972
支払手形	5,859
買掛金	71,608
短期借入金	252,558
1年内返済予定の長期借入金	15,000
未払費用	29,851
未払法人税等	9,390
賞与引当金	8,766
その他	67,937
固定負債	140,846
長期借入金	66,250
退職給付引当金	71,970
繰延税金負債	429
その他	2,196
負債合計	601,819
純資産の部	
株主資本	783,827
資本金	1,057,959
資本剰余金	546,840
資本準備金	351,370
その他資本剰余金	195,470
利益剰余金	△811,621
その他利益剰余金	△811,621
繰越利益剰余金	△811,621
自己株式	△9,351
評価・換算差額等	933
その他有価証券評価差額金	933
純資産合計	784,761
負債・純資産合計	1,386,580

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,421,214
売上原価		858,177
売上総利益		563,037
販売費及び一般管理費		693,487
営業損失		130,450
営業外収益		
受取利息及び配当金	607	
受取手数料	947	
為替差益	3,111	
その他	684	5,350
営業外費用		
支払利息	3,490	
支払手数料	3,110	
貸倒引当金繰入額	10,611	
その他	67	17,278
経常損失		142,378
特別利益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	952	970
特別損失		
関係会社株式評価損	21,295	21,295
税引前当期純損失		162,703
法人税、住民税及び事業税		5,436
当期純損失		168,139

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社T Bグループ
取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区
指 定 社 員 公認会計士 土 屋 洋 泰
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 赤 坂 知 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社T Bグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T Bグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社T Bグループ
取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区
指 定 社 員 公認会計士 土 屋 洋 泰
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 赤 坂 知 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社T Bグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営管理本部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人まほろばの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人まほろばの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

株式会社T Bグループ 監査役会

常勤監査役 信 岡 孝 一 ㊞
社外監査役 榎 卓 生 ㊞
社外監査役 村 松 謙 一 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス 2階 高千穂
電話 03 (3813) 6211



最寄駅

- ・ JR中央線・総武線「御茶ノ水駅」 聖橋口（東京駅寄りの改札）より徒歩5分
- ・ 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」 B1出口より徒歩5分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」 1番、2番出口より徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。